

[Vol.121] 不妊治療費の助成制度

市では、不妊治療費を助成しています。県の助成制度と併せてご活用ください（要件など詳しくは市ホームページに掲載しています）。助成を希望する場合はお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先

市の助成・・・本庁健康増進課国係（☎ 34-2901）

県の助成・・・奥州保健所（☎ 22-2831）

市ホームページ



区分	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）・男性不妊治療（精子の採取手術）	一般不妊治療（人工授精）
助成金額	・県の助成・・・1回15万円が上限（初回のみ上限30万円） ・市の助成・・・治療費から県の助成金を引いた金額（上限は区分ごとに1回5万円）※県の助成を受けた人が対象	治療費の7割（上限は12カ月の期間中に合計10万円まで）※治療費142,858円で助成額の上限に到達
申請回数	妻の年齢（助成対象となる初回の治療開始日時点での年齢）により区分あり ・ 40歳未満 ・・・43歳になるまでに通算6回まで ・ 40歳以上43歳未満 ・・・43歳になるまでに通算3回まで ・ 43歳以上 ・・・助成対象外 ※ただし、本年度については 時限的に年齢要件が緩和されています 。詳しくはお問い合わせください	回数制限なし（12カ月の期間中に上限額に達するまで申請可能）
医療機関	県内の指定医療機関（岩手医科大学附属病院内丸メディカルセンター、京野アートクリニック盛岡）※すべて盛岡市	人工授精を行う産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科
申請時期	・県の助成・・・治療終了後3カ月以内に申請 ・市の助成・・・県の助成金交付決定通知書が届いた後、速やかに申請	1回の治療ごとに申請、または最大12カ月分までまとめて申請（申請期限は助成対象となる治療を開始してから13カ月目の月末まで）

子ども喜ぶ人気メニュー

104

トロツとしたサトイモに衣がサクッ『サトイモコロッケ』



栄養士から一言

今が旬のサトイモを使ったコロッケです。子どもたちが大好きなコロッケにサトイモを使うことで、サクッとトロツとした食感を楽しめます。

材料（4人分）

サトイモ …………… 4個
芽ひじき（乾燥） …… 1g
タマネギ …………… 1/4個
ニンジン …………… 1/4本
豚ひき肉 …………… 60g
濃口しょうゆ …大さじ1
みりん …………… 大さじ1
薄力粉 …………… 適量
卵 …………… 1個
パン粉 …………… 適量
サラダ油 …………… 適量

作り方

- ①サトイモの皮をむき、ゆでてつぶす。
- ②芽ひじきを水で戻す。タマネギ、ニンジンをみじん切りにする。
- ③豚ひき肉と②を炒めAで下味をつける。
- ④①と③を混ぜ合わせ、食べやすい大きさに丸める。
- ⑤④に薄力粉、卵、パン粉を順につけ、サラダ油で揚げると。
- ⑥きつね色に揚げれば出来上がり。

レシピ紹介：田原保育所 管理栄養士

広 告

もっと安心 ずっとおうちゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～



第32回 ACP（人生会議）／一般社団法人奥州医師会

みんな誰もが自分の「死」について一度は考えたことがあるでしょう。しかしそれがいつなのか、自分が何歳まで生きられるのかは誰も知ることはできません。今は健康でも、やがて虚弱→要介護→終末期（寝たきり）→看取りという経過をたどります。

病气と介護は突然やってきます。もしあなたが急に倒れ意識が無くなった状態や、延命の選択を迫られる事態となった場合どうしますか？ 急病以外にも老衰や認知症になった場合、そこからどう生活し最期を迎えるのか。いざとなったときに慌てないようにすることがACP※の目的であり、残された家族に対しての心配りです。

自分はどう生き、どういう最期を迎えたいのか。家族に何を残すべきなのか。

「何かあったら家族に任せる」と言うのをよく耳にしますが、急病や認知症になってからでは遅く、判断・意思表示ができるときに考えておくべきです。

自分の人生です。納得できる人生が送れるよう覚悟をもって自分で決め、家族に伝えておきたいものです。

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）
もしもの時に備えて、どのような医療・介護を受けたいか話し合うこと。『人生会議』という愛称がつけられています

■問い合わせ＝本庁地域医療介護推進室（☎ 34-2906） ■高齢者に関する相談＝市地域包括支援センター（☎ 34-2199）

はい、こちら

総合相談室

（☎34-2915、FAX24-1991）

消費生活相談		
前沢総合支所 市民福祉グループ	毎週 木	10:00～15:00
胆沢総合支所 市民生活グループ	毎週 木	※前日までに要予約
江刺総合支所 市民生活グループ	毎週 月	10:00～15:00 前日までに要予約
衣川総合支所 市民福祉グループ	毎週 金	

保険金が使えらという住宅修理サービスでのトラブルに注意



突然来訪した事業者に雨どいが壊れていることを話したところ「損害保険を使い自己負担なく修理ができる。手続きは全てサポートする」と言われ申込書にサインした。後で考えるとそんなにうまい話があるはずがないので申し込みをやめたい。

台風や大雪などの自然災害後に、損害保険を使い自己負担なく住宅の修理ができると訪問する業者が増えています。

自然災害により住宅修理が必要になった場合には、まずご自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。

住宅修理とは別に、保険金の請求手続きをサポートする手数料を請求される場合がありますが、その手数料は損害保険の補償対象にはなりません。

「自己負担ゼロ」を強調されても、本当に負担なく修理ができるか分かりません。その場ですぐ契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。

また、業者に「自然災害で壊れたことにしましょう」と言われても、うその理由で保険金を請求することはやめましょう。

不審に思ったときは、早めにご相談ください。



広 告